

廃止 眼科検診券・めがね券について

今年度より、検眼料及びめがね購入費の支給が廃止となりました。

本市では、今後大変厳しい財政状況が見込まれる中で、持続可能な行政運営の確保に向けて、令和2年3月に茅ヶ崎市財政健全化緊急対策をとりまとめ、様々な対応を進めているところです。

つきましては、眼科検診券及びめがね券についても廃止となることをご了承ください。

医療券について

茅ヶ崎市教育委員会では、就学援助認定者のうち、学校の年度当初の健康診断で受診勧告を受けたお子様を対象に、医療費の一部を援助しています。

就学援助の医療費の援助の対象となるのは次の方です。

就学援助の認定日が6月末までの準要保護児童生徒で、学校保健安全法第13条に定められている定期健康診断(4/1～6/30 実施)にて、学校から治療の指示(受診勧告)を受けた方

※小学校1～3年生の小児医療証又はひとり親等の福祉医療証をお持ちの方は、医療費が無料のため、医療券は交付しません。

※小学校4年生以上で小児医療証をお持ちの方は、自己負担分の医療費が就学援助の対象になります。

○援助の対象となる費用と援助上限額

・受診勧告により受診した下記の疾病(学校病)の治療費の一部

↳ 上限額:すべての疾病あわせて10,000円

対象となる疾病

う歯、寄生虫病、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎、トラコーマ、アデノイド、
白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)

・券の有効期間は、4月1日～12月31日です。

○医療費の支給について

対象者には8月上旬に該当する医療券を送付します。医療費の援助を受けるには、対象の券を使い受診等するか、券に必要事項記入の上、茅ヶ崎市教育委員会へ請求する必要があります。

※券が届く前に受診等された場合も、年度内のものであれば対象になりますので、医療機関の領収書をなくさずに保管ください。領収書がない場合、医療費の請求はできません。

○医療機関について

あらかじめ茅ヶ崎市就学援助の医療券が使用できるかを確認の上、受診をお願いいたします。

(裏面もよくお読みください)

就学援助申請確認シート

就学援助を申請するにあたり、不備がないか確認し、各項目左の口にチェックしてください。
 (この確認シートは保護者の確認用です。**提出する必要はありません**が、いずれかの項目に不備がある場合、審査することができません。審査開始が遅くなると、6月1日以降の認定となり、給付額が減りますのでご注意ください。)

チェック	各項目について				
<input type="checkbox"/>	記入	消えるボールペン(フリクションペン等)での記入は 不可 です。ボールペンで記入してください。			
<input type="checkbox"/>	日付	太枠内左上の申請日を書き忘れていませんか？ また、申請日は令和3年 4月1日以降 になっていますか？			
<input type="checkbox"/>	印鑑	押印した印鑑は、 朱肉をつけるもの ですか？(シャチハタ等不可)			
<input type="checkbox"/>	世帯	「世帯の状況」欄に 世帯全員(同居者全員)の情報を記入 していますか？ 住民票上世帯が別でも同じ家にお住まいの方(例:祖父母や親戚)や生計を同じくする単身赴任中の方なども記入してください。			
<input type="checkbox"/>	修正	修正箇所には、修正テープや修正ペン等は使用できません。 修正する場合は、 二重線と訂正印 を使用してください。(訂正印は申請者印と同じもの)			
<input type="checkbox"/>	医療証	「 医療証 」欄に○をつけていますか？ (乳) が小児、(親) が福祉			
<input type="checkbox"/>	住居	「 住宅形態 」欄に○をつけていますか？ また、 賃貸住宅 にお住まいの方は 月額の家賃を記入 していますか？			
<input type="checkbox"/>	所得書類	令和3年1月1日現在の住民登録地 によって、添付書類が異なります。			
		茅ヶ崎市に住民登録がある方		他市区町村に住民登録があった方	
		書類	提出締切り	書類	提出締切り
		a 令和2年分源泉徴収票	令和3年5月31日(月)	d (住民登録地で発行された) 令和3年度市民税・ 県民税の課税又は 非課税証明書	令和3年6月11日(金)
		b 令和2年分確定申告書 第一表の控	※a,b,cのいずれかを、 所得がある方全員分 添付してください		※20歳以上の方全員分 と20歳未満で所得がある 方全員分添付してくだ さい
		c 令和3年度市民税・ 県民税の申告受付書			
添付 不可 の書類(よくある間違い) ×報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ×市民税・県民税の額の決定通知書 ×茅ヶ崎市が発行している令和3年度課税又は 非課税証明書 等		添付 不可 の書類(よくある間違い) ×令和2年分源泉徴収票 ×令和2年分確定申告書第一表の控え ×令和3年度市民税・県民税申告受付書 等			
後日提出される方は、 氏名・種類・日付 を記入していますか？		提出予定日・発行元の市区町村 を記入していますか？			
<input type="checkbox"/>	口座	「振込先情報」欄に 口座情報を記入 しましたか？ 申請者と口座名義人は同一人物 ですか？			
<input type="checkbox"/>	期限	当初認定を希望される場合は、 必ず学校が指定した締切りまでに提出 してください。 6月以降に不備の訂正、不足書類の提出などをした場合、中途認定となります。 ただし、令和3年1月1日に茅ヶ崎市以外の市区町村に住民登録があった方は、 市民税・県民税の課税又は非課税証明書のみ6月11日(金) が期限です。 中途認定の締切りは毎月15日(土日祝日の場合その前の平日)です。			
<input type="checkbox"/>	委任状	学校諸費に関する委任状を提出する場合、 日付は令和3年4月1日以降 の日付で記入していますか？また、 保護者氏名は申請者の氏名を記入 していますか？			